

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（解散後は、B社が継承している。）における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月16日から同年5月1日まで
② 昭和36年11月1日から37年1月1日まで
③ 昭和39年2月29日から同年3月1日まで

私は、昭和33年12月20日にC社（現在は、B社）に入社してから50年8月25日に退職するまで、会社の命により転属を繰り返したものの、継続して在籍しており、厚生年金保険の被保険者となっていない期間があることに納得がいかない。

当時の給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、「会社の命により転属を繰り返しながら、継続して在籍していた。」と供述しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和39年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したものとされている。

しかしながら、B社から提出があった申立人に係る労働者名簿、及び「C社従業員名簿（昭和40年4月現在）」の記載において、申立人は、昭和39年3月にA社からC社に出向していることが確認できることから、申立人は、申立期間③において、継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社の事務担当者並びにC社及びA社の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同

僚は、「A社とC社は、別会社であり、経理や社会保険等の手続は別々に行われていた。」と供述している一方、前述の複数の同僚及びA社の当時の経理担当者が供述する両社の給与支払日は一致している上、当該経理担当者は、「A社として独立するまでは、給与計算や給与明細書の作成等の事務全般については、C社で行っていた。」と回答していることなどから総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和39年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、B社から提出があった申立人に係る労働者名簿から、申立人は、昭和34年3月16日にC社からD社に出向していることが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、D社は、昭和34年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録により、D社は、昭和34年3月12日に設立されていることが確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用を受けるための事務手続が遅れたことをうかがわせる同僚の供述がある上、C社及びD社の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、C社からD社へ出向したとされる、申立人を含む6人全員は、同年3月16日にC社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、D社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、D社が設立された当時のことを記憶している複数の者は、当該事業所は、E社、F社及びC社との共同出資により設立されており、C社とD社の経理事務（給与支給及び厚生年金保険料の控除を含む。）は別々に行われていた旨供述していることなどから判断すると、D社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった申立期間①において、C社がD社へ出向した従業員の給与を引き続き支給し、その給与から厚生年金保険料を控除していたとは

考え難い。

- 3 申立期間②について、B社から提出があった「C社従業員名簿（昭和40年4月現在）」の記載において、申立人は、昭和36年10月にC社からA社へ出向していることが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、A社は、昭和37年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録により、A社は、昭和36年10月21日に設立されていることが確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用を受けるための事務手続が遅れたことをうかがわせる同僚の供述がある上、C社及びA社の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、C社からA社へ出向したとされる、申立人を含む6人全員は、同年11月1日にC社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった37年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が設立された当時のことを記憶している複数の者は、当該事業所は、C社及び地元（G県及びH県）の店との共同出資により設立されており、C社とA社の経理事務（給与支給及び厚生年金保険料の控除を含む。）は別々に行われていた旨供述していることなどから判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった申立期間②において、C社がA社へ出向した従業員の給与を引き続き支給し、その給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

- 4 B社は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる資料を保管しておらず、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 11 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 21 年 1 月頃から 23 年 3 月頃まで
昭和 21 年 1 月に、A 県の B 米軍駐屯地に就職し、C 業務に従事した。23 年 3 月に退職するまで、D 業務も担当した。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等によると、B 米軍駐屯地を所管する E 渉外労務管理事務所は、昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B 米軍駐屯地に勤務していたとする者は、「私は、少なくとも昭和 22 年から 23 年には、B 米軍駐屯地で勤務していた。」と供述しており、その者の子も「私の父が昭和 21 年に亡くなり、23 年当時、私の母が B 米軍駐屯地で勤務していたことを憶えている。」と供述しているものの、E 労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該者は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した日と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、国の所管局は、「A 県から引継ぎを受けた書類を検索したが、申立人の名前が記載された労務者名簿及び厚生年金保険に係る記録の資料は見当たらない。」と回答している。

加えて、国の所管局において、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できる当時の資料は保管されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4380（事案 4332 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 2 日から 20 年 8 月 15 日まで

A社で勤務していた申立期間が、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正を認められなかった。

今回、新たに同僚 6 人の氏名を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が記憶する同僚、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 4 人の同僚に聴取しても、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について推認することができないこと、ii) 当時の事業主は既に死亡しており、申立事業所に係る関係資料を継承し保管しているB社は、「申立人に係る関係資料は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iii) 前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 19 年 6 月 2 日と記載されており、遡って訂正されているなど不自然な形跡は見当たらない上、当該資格喪失日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における記録と一致していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 8 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たに同僚 6 人の氏名を提出して再申立てを行っているが、

そのうちの4人は死亡しており残る2人も連絡先不明で聴取することができず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月17日から25年11月1日まで
A社(現在は、B社)C工場に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

昭和21年9月に入社して26年5月に退職するまで、申立事業所において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務状況及び勤務時にあった出来事に関する具体的な供述並びにA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び前述の被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和22年11月17日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、25年11月1日に再度被保険者資格を取得しており、同記録はオンライン記録と一致している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が当初被保険者資格を取得した昭和21年9月6日付けの厚生年金保険被保険者記号番号と、再度被保険者資格を取得した25年11月1日付けの同記号番号は、別番号であることが確認できる上、同名簿の申立人の記録に遡及して訂正されたなど不自然な形跡は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、昭和21年9月から25年11月までの期間に被保険者資格を取得した複数の者について、厚生年金保険の被保険者

記録が継続していないことが確認できる。

加えて、A社C工場から事業を承継しているB社は「申立人に係る関係資料は保管しておらず、申立人が在籍した事実は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 19 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 43 年 9 月 12 日まで

A社で勤務した申立期間①について、脱退手当金の支給を受けた記録がある。同社を退職して退職金は受け取っているが、その中に脱退手当金が含まれていたかどうかは、当該事業所からの説明が無く知らないが、脱退手当金の支給を受けていないと思うので、記録を訂正してほしい。

また、B社（現在は、C社）で勤務した申立期間②については、D社内で勤務していただけで、労務関係のことは分からないが、脱退手当金の請求等の説明を受けたことも受給した記憶も無い。

厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 35 年 4 月 1 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 23 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、13 人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 12 人については、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該A社が保管している「厚生年金保険被保険者整理名簿」の申立人の欄には、「脱退金」との記載が確認できることを踏まえると、申立人に係る脱退手当金については、事業主が代理請求をしたものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①に

係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年6月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和43年9月12日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する22人について脱退手当金の支給記録の有無を確認したところ、12人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む10人については、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、当該支給記録のある者のうち連絡のとれた者は、「退職時にB社から、厚生年金からの脱退及び一時金の説明を受け、私は脱退を希望して一時金を受給した。手続はB社が行った。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る前述の被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年11月8日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 50 年 1 月から 51 年 5 月まで

申立期間①については、A社においてB担当として勤務し、申立期間②については、C社においてD担当として勤務していたが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社に勤務していた当時のものとして提出した名刺及び申立人の勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、事務責任者であったとする同僚は、「B担当は短期間で辞めていったので、社会保険の手続をしようかというときには、既に辞めていたということが多かった。」と供述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「試用期間は3か月ほどあった。厚生年金保険については、B担当はあまり続かなかつたので、すぐには加入させていなかった。」、「試用期間は、B担当は1か月から2か月はあった。」と供述していることから判断すると、当時、A社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人は、「短期間しか在籍していなかった^{おぼ}ので、厚生年金保険については何も憶えていない。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

加えて、A社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、商業登記簿謄本から、申立人が勤務したとするC社は、昭和48年4月23日に設立され、49年4月1日に解散したことが確認できるが、適用事業所名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、適用事業所名簿及び商業登記簿謄本により、C社と所在地及び事業主が同一であるE社が確認できるところ、同事業所は、昭和51年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当時の取締役は、「申立人について記憶は無い。代表取締役も社会保険事務担当者も既に亡くなっており、資料も無いので申立ての内容を確認することはできないが、C社が存在していたのは短期間であり、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と回答している。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人もE社の名称は知らない旨供述している。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月10日から24年1月1日まで
米軍A基地内にあったB事業所において、C担当として勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるし、日本国政府は私を厚生年金保険に加入させる義務があると思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の所管局が保管する申立人に係る従業員台帳によると、申立人の米軍A基地における雇入日は昭和24年6月1日と記録されており、申立期間における雇入れの記録は確認できないものの、同従業員台帳に「21.5.10.P.D」の記載が確認できること等から判断すると、申立人は申立期間において、進駐軍から日本国政府に対し発出された調達要求書(PD)により、要求があった進駐軍の施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生省(当時)所管局長通知により、進駐軍労務者が「国の事務所に使用される者」として、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者に該当することとされたのは、申立期間後である昭和24年1月1日以降の期間であったことが確認できる。

また、申立人は、米軍A基地内にあったB事業所において、C担当として勤務していたと供述しているところ、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、申立人は昭和24年1月1日にD事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同事業所の所在地及び業態は、申立人の申立事業所に係る勤務地及び職務内容に関する供述と符合すること、

ii) 前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、期間の特定はできないものの、申立人とともにD事業所で勤務していたことを供述していること等から判断すると、申立事業所はD事業所であった可能性がうかがえるものの、適用事業所名簿等によると、D事業所が、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは24年1月1日であり、申立期間において適用事業所であったことを確認することはできない。

さらに、申立人は、D事業所では従業員による団体交渉を行い、その結果、同事業所が適用事業所となり従業員が厚生年金保険に加入したこと、及び団体交渉を行う以前の期間については給与から厚生年金保険料が控除されることはなかったと思う旨供述しており、前述の複数の同僚も申立人と同様に、同事業所において厚生年金保険の加入手続を行う前に厚生年金保険料を控除されたことはなかったと思う旨供述している。

なお、適用事業所名簿において、米軍A基地における進駐軍労務者の労務管理を行っていたE事務所及びF事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和24年4月1日からであるため、前述の各事務所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。